

令和 8 年度山陰海岸国立公園竹野集団施設地区 施設改修等設計業務 特記仕様書

令和 8 年 10 月

環境省近畿環境局

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を摘要し、アドレスは以下の通りである。

https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html

2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲

本業務の対象は、業務対象位置図（別紙1）に示す範囲とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約締結日から、令和9年2月26日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また、本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士：建設部門（建設環境、都市及び地方計画）、環境部門（自然環境保全）
2. R C C M：建設環境、都市・地方計画、造園
3. 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）：設計、メンテナンス

- ②下記の実績を有する者

1. 入札説明書に定める実績を有する者。

第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また、本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者

1. 技術士：建設部門（建設環境、都市及び地方計画）、環境部門（自然環境保全）
2. R C C M：建設環境、都市・地方計画、造園
3. 土木学会認定土木技術者（特別上級、上級、1級）：設計、メンテナンス

- ②下記の実績を有する者

1. 入札（業務）説明書に定める実績を有する者。

第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

手持ち業務のうち、環境省管内に係る土木関係・自然環境共生関係建設コンサルタント業務等において、調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には手持ち業務量の契約金額の合計を 2 億円に、契約件数の合計を 5 件に読み替えるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、

技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

第 8 条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の 2 の定めのほか下記を記載する。

1) 安全管理

第 9 条 成果物の提出

1. 本業務の成果品は以下のとおりとする。
 - 1) 紙媒体 : 報告書 2 部 (A4 版 チューブファイル、図面 A3 又は A4 版含む)
 - 2) 電子媒体 : 報告書の電子データを収納した電子媒体 2 部 (CD-R 又は DVD-R)
専用ケースにより報告書に各 1 部格納すること。
 - 3) 提出先 : 近畿環境局自然環境整備課
2. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。
3. 電子成果品の提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver.14)」以降で作成したもの。並びに PDF 形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔A ランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

第 10 条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出

する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第 11 条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書 1.28 の 1 に示すとおりとする。

第 12 条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。
2. 前項の規定は、共通仕様書 1.28 の 2 に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。
3. 第 1 項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第 13 条 建設副産物対策

共通仕様書 2.9 の 9 に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成するものとする。

第 14 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

第 15 条 旅費交通費について

本業務において打合せ、現地作業等（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

ただし、現地条件等により率による計上によりがたい事象が生じた場合は、当初契約分も含めて率による計上の対象外とする。

第 16 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨（以下の例を参照）を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

（例）設計業務等共通仕様書 1.38 保険加入の義務に基づき、雇用者等を被保険者とする

保険に加入しています

第 17 条 精度管理

精度管理は「環境省近畿地方環境事務所公共測量作業規程」により行うものとし、精度管理表を点検測量完了後、速やかに調査職員に提出しなければならない。

第 18 条 機械器具の検定

受注者は、測量に使用する機器について、「環境省近畿地方環境事務所公共測量作業規程」に定める第三者機関の検定を受け、同機関の発行する検定証明書を提出すること。

第 2 章 業務内容

第 19 条 業務の目的

山陰海岸国立公園竹野集団施設地区は、キャンプや海水浴、散策等を目的として年間を通じて多くの利用者が訪れる地区である。しかしながら、展望施設（平成 13 年度整備）や木道（平成 17 年度整備）等の利用施設では経年による劣化が見られ、利用環境の維持・向上や施設の長寿命化に向けた改修の検討が必要となっている。

本業務は、利用者が安全かつ快適に自然とふれあい、質の高い自然体験を享受できる環境を確保するため、老朽化した施設の改修に係る基本設計及び実施設計を実施することを目的とする。

第 20 条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものである。

第 21 条 作業内容

1. 測量業務

以下の測量を実施する。

測量は設計に必要な数量を実施するものとし、現地調査の結果等により変更する場合がある。

（1）基準点測量（丘陵地/原野）

- ・ 4 級基準点測量 5 点、伐採なし

（2）路線測量（丘陵地/原野、0～1,000 台未満/12 時間、曲線数 0）

- ・ 作業計画 1 業務
- ・ 現地踏査 0.25km
- ・ 縦断測量 0.25km
- ・ 横断測量（幅 45m 未満、間隔 50m） 0.25km

(3) 現地測量（丘陵地/原野、1/500）

- ・作業計画 1 業務
- ・現地測量 0.0013km²

2. 設計業務

本業務における設計対象施設は、表 1 に示すとおりとする。

なお、現地調査の結果等により、設計対象区間延長等を変更する場合がある。

表 1 設計対象施設

施設区分	主な整備 年度	設計対象 数量	想定する改修内容	設計対象 種別
UD 対応遊歩道	2004	L≒250m	路面再舗装、木道、土留め 等改修	基本設計 実施設計
展望施設	①2001 ②2004 ③2010	①四阿 A≒13.5 m ² デッキ A≒70.3 m ² ②四阿 A≒5.4 m ² ③四阿 A≒11.7 m ²	展望施設（四阿、デッキ、 ベンチ、転落防止柵等）改 修	実施設計

(1) 基本設計

1) 与条件の細部検討

現地確認等により各施設の設計条件の整理と確認を行い、各種設計基準の抽出と適用の確認を行う。

2) 諸施設の検討及び設定

各種基準類を参考に改修内容の方針検討を行う。各施設について、撤去・再整備を前提とした検討ではなく、既存施設の健全度、改修とその後の維持管理にかかる経済性を考慮し、部分改修も含めて整備内容を検討すること。

既設の UD 対応遊歩道は整備当時バリアフリー対応歩道として整備しているが、関係法令や国立公園集団施設地区等ユニバーサルデザイン化ガイドブック等の最新基準に沿った施設を検討すること。

UD 対応遊歩道の検討にあたり、障がい者団体に所属する障がい当事者等による現地確認への同行とヒアリングについて追加協議を行う場合があり、その際は変更契約の対象とする。

(2) 実施設計

1) 実施設計の検討

基本設計を元に、改修にかかる仕様等の細部検討を行う。安全性、機能性、維持管理性、経済性、意匠性を考慮すること。

2) 実施設計図の作成

特記仕様書、配置図、施設平面図、縦横断図、部分詳細図、構造図、仮設計画図等、工事に必要な詳細図面を作成する。

3) 数量計算

図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算を行う。

4) 工事費内訳書の作成

- ・工事費内訳書については、「自然公園等工事積算基準」（自然公園編）（環境省）、「土木工事積算基準」（国土交通省）等の各種最新基準、あるいは見積徴収により算定し、各単価に用いた積算根拠（資料名及び頁数等）を明示するものとする。なお、施工パッケージ方式の対象工種については、各単価表に条件及び計算根拠を明記すること。
- ・基準等を適用した図書類のうち、その内容を記載した報告書のページ中に当該図書名並びに適用したページを記入し、図書の表紙と適用部分の内容等を参考資料として報告書末尾に添付するものとする。
- ・工事費内訳書の工事費の算出に用いる単価は、市販図書等の最新単価を用いるものとする。なお、市販図書を用いる場合は2社の平均単価とする。
- ・工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値（平均±30%以上の値）を除いた最低価格を採用すること。

5) 実施設計説明書の作成

上記検討資料をとりまとめた報告書の作成を行う。

(3) 設計協議

以下の設計協議（計4回）を行うこととする。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ2回
 - 基本設計における改修方針検討時
 - 実施設計における細部検討時
- ・報告書とりまとめ時

第3章 その他

第22条 資料の貸与

発注者が貸与する図書は次のとおりとし、初回打合せ時等に貸与する。

- ・令和2年度吉野熊野国立公園（吉野地区）、山陰海岸国立公園（竹野、浦富地区）及び琵琶湖水鳥・湿地センター等施設長寿命化計画策定業務報告書（山陰海岸国立公園）
- ・その他、調査職員が必要と判断した資料

第 23 条 中間成果の提出

業務履行中、調査職員により中間提出を求められた場合、速やかに成果を提出するものとする。

第 24 条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

第25条 ウィークリースタンス対象業務

本業務は、ウィークリースタンス対象であるため、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

第26条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

第27条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。

第 28 条 適用基準等

業務の実施にあたっては、次の関係通達・技術基準等及び業務等共通仕様書を参照すること。

- ・ 自然公園等施設技術指針
- ・ 自然公園等工事設計図作成要領及び同解説（自然公園編）
- ・ 自然公園等工事積算基準（自然公園編）
- ・ 自然公園等工事単価決定要領
- ・ 自然公園等整備工事内訳書標準書式（自然公園編）
- ・ ヘリコプターによる輸送業務の安全管理について（平成 22 年 10 月 8 日 事務連絡）

注）自然公園等事業に係る施設整備関係通達・技術基準等

掲載ホームページ http://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/index.html

業務対象位置図

(竹野集団施設地区：兵庫県豊岡市竹野町竹野)

<凡例>

— UD対応遊歩道 L≒250m



展望施設

①四阿 A≒13.5㎡ デッキA≒70.3㎡

②四阿 A≒5.4㎡

③四阿 A≒11.7㎡

